

事例 保税地域外蔵置違反

1 事案の概要

H社は、門司税関F支署管内に5箇所（A、B、C、D、E）の保税蔵置場を有しているが、同支署管内のY蔵置場から自社に搬入した外貨「アロマオイル100C/T」について、内容点検を実施したところ原産地表示がないことを確認したため、原産地シールを貼付することとなったが、Y蔵置場内にラベルを貼付する作業スペースがないことから、B蔵置場にて作業を行ってほしい旨の連絡があり、これを了承した。

平成28年12月1日（木）14時頃、Y蔵置場から保税運送にて、当該貨物がB蔵置場に運送されてきたことから、対査確認後、NACCSにて搬入登録を実施したものである。

なお、B蔵置場の貨物管理責任者は、貼付作業に荷主が立ち会うことから、F支署保税部門に作業内容等を同日16時頃に連絡を行った。

翌12月2日（金）10時40分頃に、F支署保税部門職員が、B蔵置場に当該貨物の状況を電話にて確認したところ、既に、9時頃から原産地シール（MADE IN CHINA）の貼付作業を輸入者と一緒に行っている旨の回答を得たことから、直ちに、保税部門職員は、当該作業の立会いを兼ね蔵置貨物の確認を行うため、当該蔵置場に向かった。

同日11時05分頃、B蔵置場に到着し、作業場所に案内してもらったところ、保税蔵置場地域外である同蔵置場倉庫の3階にて、アロマオイル100C/Tのうち20C/T（1パレット）を蔵置し、シールの貼付作業を行っているところを確認したものである。

当該事案について、貨物管理責任者に対し聞き取りを行ったところ、同日9時から、荷主2名と同蔵置場が手配した作業員3名（内国貨物作業専担）の計5名で作業を開始したが、同蔵置場許可地域1階部分は、風が強く貼付用のシールが飛散し、寒かったこと。また、作業対象貨物の個数が50,000個と大量であり、長時間の作業になることから、手配した作業員が、いつも作業を行っている風の影響を受けない同倉庫3階での作業を提案し、20C/T（1パレット）を保税地域外である倉庫3階部分に移動させた後、作業を行っていたものである。

なお、同日、貨物管理責任者は不在で、1階の保税地域には、保税担当者が居たものの、貨物の蔵置場所を案内したのみで、他のデバン作業に従事していたため、作業員たちが作業途中で3階に移動していたことに気が付かなかったとのことであった。

2 原因及び問題点

本事例における非違の原因及び問題点についてご検討願います。

本事例における非違の原因及び問題点については、

- ・当該作業を、輸入者と同蔵置場が手配した委託従業者のみに任せており、保税担当従事者が立ち会っていないこと。
- ・手配した委託従業者については、同蔵置場が主に内国貨物の作業を委託している会社の従業者であるが、保税業務の知識及び経験がないにもかかわらず、事前に

注意喚起や教育等を行うことなく作業を任せていること。

- ・当蔵置場の CP に、自社の従業者及び委託企業の従業者に対し、教育訓練等の研修を行うことと明記しているが、実際に委託先企業の従業者に対して、研修は行っていないこと。

であり、保税管理体制の構築及び CP の内容を履行出来ていなかったことに起因する。

3 非違の点数及び対応策

(1) 本事例に係る非違の合計点数は何点でしょうか。

(点数評価)

本件に係る非違は、関税法基本通達 48-1 別表 1 の 1. ①「他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物を置くこと」に該当する。

(処分点数の算出)

関税法基本通達 48-1 (1) ハ (処分点数の算出方法) の規定に基づき、

イ 別表 1 により算出した点数

別表 1 の非違の態様 1. ①の基礎点数は 3 点

ロ 別表 2 により算出した点数

別表 2 の加算点数表①及び②による加算点数はなし

ハ その他の加算点数

その他の加算点数はなし

ニ 被許可者からの申し出による減算

なし

ホ 再発防止の方策による減算

なし

(処分点数)

関税法基本通達 48-1 (1) ニ (処分内容の決定) の規定に基づき、

上記イからホにより算出した合計点数は 3 点となり、10 点以下のため、処分は行わない。

(2) 再発防止策としては、どのようなことが考えられるでしょうか。

- 社内管理規定 (CP) の周知及び順守。
- 保税蔵置場内で作業を行う際は、必ず保税担当者等の立会。
- 保税担当従事者及び委託関連企業の従業者に対する教育の実施。
- 貨物管理責任者は、保税作業の開始前には、自社及び委託社員に対する注意喚起の実施。

(注意喚起)

- ・貨物の取り扱い範囲
- ・保税地域の明確化
- ・紛失及び盗難 等

など、主な再発防止策が考えられる。